

— 目次 —

- 平成30年8月の税務
- 給与所得控除等の改正
- 夏季休業のお知らせ
- 将来の年金額を増やすには

いつもお世話になっております。

猛暑の毎日でございますが、いかがお過ごしでしょうか。
熱中症にはくれぐれもお気をつけください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

平成30年8月の税務

8/10

- 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

8/31

- 6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- 個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告

○個人事業税の納付(第1期分)

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)

税理士

漆畑邦裕

〒420-0868
静岡市葵区宮ヶ崎町85-7

TEL : 054(252)9303
FAX : 054(270)6692



＜税務/会計トピックス＞

給与所得控除等の改正

◆近年少なくなり続けている控除

給与所得控除とは、支払われた給与等の収入金額から、勤務に伴う必要経費を概算して一定計算額で控除が受けられるものです。簡単にいうと「サラリーマンの経費を想定して収入金額から引いてくれる」制度です。近年は改正が相次ぎ、次第に給与所得控除額の上限が下がってきています。

平成 24 年分以前の給与所得控除は、収入 1,000 万円超の場合で収入金額×5%+170 万円（つまり上限はありませんでした）、平成 25 年から平成 27 年分は 1,500 万円超の場合で控除額の上限が 245 万円、平成 28 年は 1,200 万円超の場合で控除額の上限が 230 万円、平成 29 年以降は 1,000 万円超の場合で控除額の上限が 220 万円となっていました。

◆平成 30 年税制改正でさらに低下

平成 30 年税制改正で、平成 32 年分所得税から給与所得控除額の上限は年収 850 万円超の場合で 195 万円となります。

ただし、今回の改正については、22 歳以下の扶養親族のいる「子育て世帯」や特別障害者がいる「介護世帯」については、「所得金額調整控除」が組み込まれ、基礎控除の引上げと併せて、現行制度との比較で、負担増減は無いように、配慮がなされています。

◆公的年金等控除も改正

公的年金等控除も改正が行われ、平成 32 年分所得税から、控除額を一律 10 万円引き下げ、公的年金等収入 1,000 万円を超える場合の控除額に 195 万 5,000 円の上限を設定、年金以外の高額所得がある場合の控除額の引下げが行われます。

なお、給与と年金の両方がある人の場合は、合計 20 万円の控除縮減にならないように、給与所得で調整されます。

◆場合分けで複雑になった？

給与収入関連の税制周辺には「但し書き」が乱発されているように思えます。サラリーマンが自分の税額を簡単に計算できる時代ではなくなったようです。

夏季休業のお知らせ

恐れ入りますが

8月13日(月)～15日(水)は
夏季休業とさせていただきます。

8月16日(木)より通常営業いたします。

よろしくお願いいたします。



将来の年金額を増やすには



◆厚生年金加入者の増加

人生 100 年時代に備えて将来の年金額を増やす為、厚生年金に積極的に加入したり、年金の受給開始時期を繰り下げたりする人が増えているそうです。特に厚生年金の加入は国の予想を上回るペースであり、税制優遇措置の大きい個人型確定拠出年金（イデコ）の加入者も拡大しています。終身受けられインフレにも一定の対応がある公的年金を、長寿社会に向けた備えとして自ら上乗せを検討する人が増えています。

2016 年秋に年金制度が改正され 501 人以上の企業で週 20 時間以上勤務するパート等が厚生年金の加入対象者となりました。保険料負担を嫌って短時間勤務を選ぶ人が多いとみていた厚労省社会保障審議会は加入者の増加数に驚いたそうです。新規加入者 25 万人の予想を上回り、昨年末時点で 1.5 倍の 37 万人が新たに加入したからです。

労働政策研究・研修機構の調査でもこの改正で働き方を変えた人の 58%が手取りを減らさないよう時間延長をした上で厚生年金の加入を選んだと言う事です。

◆60 歳以降の働き方も変化

60 歳以降で 60 代前半の男性の就業者に占める厚生年金の加入率は、平成 12 年度の 51%から 16 年度は 67%となり 60 歳代後半も同 35%から 41%へと上昇しています。再雇用制度もあり定年後も働き続ける人は年々増えていますが「年金を増やせる働き方」を選ぶ人が増えています。企業には負担が増えますが、人手不足の中、人材確保の為に希望すれば受け入れる企業も増えています。

◆公的年金の繰り下げ支給

公的年金は原則 65 歳から受給できますが、70 歳まで受給を遅らせると 42%増額されます。平成 16 年度では新たに基礎年金の受給権を得た人の 2.7%が繰り下げを選択、2 年前の 2 倍弱となっています。しかし繰り下げ受給には 60 歳代後半を乗り切る資産や収入源等の準備も必要でしょう。

また、長期資産形成にはイデコも選択肢の一つです。掛け金を預貯金や投資信託で運用し掛け金は所得控除、運用益は非課税です。今年 3 月末の加入者は約 85 万人と 16 年末の 2.8 倍になっています。今までは個人からの掛け金拠出だけでしたが、この 5 月から社員 100 人以下企業の事業主は上乗せする事もできるようになりました。

